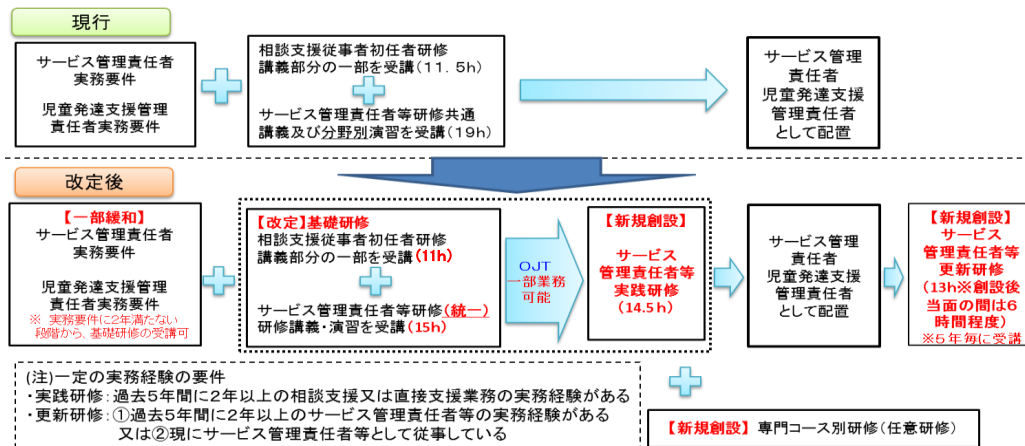


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
 ※平成 31 年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成 35 年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 ※共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を 10 年⇒8 年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 ※新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現行	見直し後
① 実務経験の一部緩和 ○直接支援業務 10 年 ○実務経験を満たして研修受講 ・ 相談支援業務 5 年 ・ 直接支援業務 10 年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3 年	○直接支援業務 8 年 ○基礎研修は実務要件が 2 年満たない段階から受講可 ・ 相談支援業務 5 年→3 年 ・ 直接支援業務 8 年→6 年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3 年→1 年
② 配置時の取扱いの緩和 ○研修修了後にサービス管理責任者として配置可 ○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○既にサービス管理責任者が 1 名配置されている場合は、基礎研修を修了者は、2 人目のサービス管理責任者として配置可 ○実務経験が 2 年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③ 研修分野統合による緩和 ○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）、児童発達管理責任者研修別に研修を実施 ・ 修了した分野のみ従事可	○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・ 全分野のサービスに従事可 ・ 平成 30 年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす